

# 横浜市

## 横浜市における 地域移行の取組み

横浜市における、精神障害者にかかる地域移行の取組としては、横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業として、退院に向けての個別支援の他、入院患者や病院スタッフ等への地域移行の普及啓発活動を中心として行っています。来年度の基幹相談支援センター始動に向けて、地域づくりを担う基幹相談支援センターと一体となり、さらなる地域移行に向けた仕組み作りについて、検討中です。

1 横浜市の基礎情報

横浜市



【人材育成の取り組み】

・年に1回、市内精神科医療機関の職員向けに、事業研修会という位置づけで、横浜市精神障害者地域移行・地域定着推進事業の事業紹介、取組報告を行っている。人材育成の取組までには至っていない。

【精神障害者の地域移行の取り組み】

・横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業において市内9か所の横浜市精神障害者生活支援センター（以下、「生活支援センター」という。）にて、個別の退院支援のほか、精神科医療機関に対して（入院患者、病院スタッフ向け）地域移行に関する普及啓発活動を行っている。

基本情報

圏域数	一カ所
人口	3,712,170人
精神科病院の数	29病院
精神科病床数	5,303床
入院精神障害者数 （※）	3か月未満：1,143人（28%）
	3か月以上1年未満：758人（18%）
	1年以上：2,241人（54%）
退院率（※）	入院後3か月時点：62%
	入院後1年時点：89%
相談支援事業所数	一般相談事業所数：55
	特定相談事業所数：106
障害福祉サービスの利用状況	地域移行支援サービス：14人
	地域定着支援サービス：10人
保健所	1カ所
（自立支援）協議会	（人材育成について議論）：なし
	（精神障害者の地域移行について議論）：なし
精神保健福祉審議会	年2回開催（8月・3月）

H27年3月時点（※・・・平成27年度630調査速報値）

## 2 横浜市としての精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取り組みの経緯

市内の精神科医療機関、および区福祉保健センター医療PSWを対象とした下記の研修会を本市事業所管課主催で、毎年1回開催。

### 《横浜市における過去5年間の取組》

平成23年	横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業	事業説明会
平成24年	同上	
平成25年	横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業	検討会
平成26年	退院後生活環境相談員・地域相談事業所研修会	
平成27年	同上	

事業開始は平成19年であり、当初は精神科医療機関に対しての事業説明会の位置づけで開始。その後、事業周知は一定程度行き渡ったと感じられ、平成25年以降は、地域移行に関する検討会として実施。法改正後は、退院後生活環境相談員・地域相談事業所研修会として、地域移行に関わる職員を対象とする研修会として明確に位置づけました。

実施内容は、本市地域移行・地域定着支援事業の事業紹介、退院支援事例の報告、グループワーク。年によっては当事者も参加し、退院支援の感想をいただく機会も設ける等、企画しています。

### 3 横浜市としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯

横浜市では、平成18年度に神奈川区生活支援センターが市内4病院を対象に行ったモデル事業を踏まえ、平成19年8月より4か所の生活支援センターで「横浜市退院促進支援事業」として、全市域を対象とした事業を実施。個別支援を進めていく中で、退院後の支援期間の制限を廃止するなど、よりスムーズな地域移行のため、制度の見直しも行ってきました。

平成23年度からは事業名を国要綱に沿う形で、「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として、市内9か所の生活支援センターで実施し、さらに機能を強化していきました。

平成25年度には、総合支援法において、地域移行支援が個別給付化されたことに伴い、大幅な要綱改正を行いました。本事業では、生活支援センターに配置された専門の職員が、地域移行支援の対象とならない入院患者（生活訓練施設等への退院を目指す者や退院への動機づけを長期間にわたり行う必要がある者等）について、柔軟に対応し、丁寧に支援をしています。

## 3-1 横浜市における退院促進の取組①

## (1) 入院患者・病院スタッフ等への地域移行の普及啓発活動

横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業において、精神科病院に対する地域移行に向けた啓発活動や、病院スタッフや地域へ向けた事業の普及啓発を行っています。

平成26年度	実施病院	10か所	入院患者対象	60回
			病院スタッフ対象	10回
			地域関係者対象	4回

## (2) 個別支援サービスを利用した退院支援

ア 地域移行支援（障害者総合支援法）

イ 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業

アの法定サービスの利用要件を満たさない入院患者に対して、本市独自のサービス利用により、退院を支援

ウ 横浜市精神障害者地域生活推進事業（通称：横浜市チャレンジ事業）

長期入院患者に対して、地域移行のための体験利用の機会（生活訓練施設での体験宿泊）を提供

## 3-2 横浜市における退院促進の取組②

## (3) 精神医療審査会及び精神科病院実地指導を通じた審査検証

## ア 精神医療審査会

精神医療審査会においては、医療保護入院者にかかる入院届及び定期病状報告書を全件審査しています。医療保護入院者定期病状報告書の「退院に向けた取組」欄の審査内容及び精神保健福祉法改正の趣旨や告示を踏まえ、横浜市より医療機関に対して助言、指導を行ってまいります。

## イ 精神科病院実地指導

横浜市内にある29か所の精神科病院及び総合病院精神科病棟に対して、年1回現地へ赴き、指導を行っています。（精神科病院実地指導 法第38条の6）実地指導においては、改正法が的確に運用されていることを確認してまいります。今年度より新たに、退院に向けた取組みについて、医療保護入院患者の退院調整に関して、退院後生活環境相談員等へのヒアリングを行うことで地域移行に向けた現状や課題などについて、調査してまいります。

## 4 横浜市としての来年度への抱負

### 地域移行推進のための人材育成について

平成28年4月から市内18区で基幹相談支援センターが始動することにもない、基幹相談支援センターの担当職員が中心となり、各区において、地域の受け皿となる人材に対して、地域移行に関する啓発活動を行うことや地域資源の発掘や開発、検討を中心とする地域づくりを行っていきます。

『長期入院患者が暮らしたいところで暮らせる地域づくりを目指すこと』このために、退院後の受け皿となる18区において、本人が真に望む地域生活について、一緒に考えていく人材を増やし、またその人材を育成していくことを目指します。

### 地域移行の推進について

これまで実施してきた横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業で担ってきた「個別支援」と「普及啓発」、基幹相談支援センターが担う「地域づくり」が一体となり、地域移行を推進する仕組みの構築を目指します。

## 5 次年度の戦略

## 長期目標

病院・区・基幹相談支援センター・地域相談支援事業所が連携し、退院支援が仕組みとして担保されている（平成32年まで）。

## 短期（次年度）目標

基幹相談支援センターの始動に伴い、既存の横浜市地域移行・地域定着支援事業の枠組みを利用して、地域移行に関する課題を共有し、顔の見える関係をつくるとともに、現状把握や課題共有を行う。

目標達成のためのスケジュール(基幹相談支援センター業務プロジェクトにて検討中)

時期	誰が	何をするか
H28	病院 区 基幹相談支援センター 生活支援センター	①各区において、既存の横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業の枠組みを利用して、地域移行に関する課題を共有する。 ②顔の見える関係づくり ③現状把握や課題共有 ④啓発研修 各区自立支援協議会にて、上記取組報告